

# 青森県報

号外第四十七号

平成十九年  
五月九日  
(水曜日)

## 目 次

### 海区漁業調整委員会

|                                       |          |
|---------------------------------------|----------|
| 青森県海区漁業調整委員会規程の一部を改正する規程……………         | (事務局) …… |
| 右 同……………                              | (同) ……   |
| 東部海区管内におけるいかつり漁業の操業の指示の一部を改正する指示…………… | (同) ……   |
| 西部海区管内におけるいかつり漁業の操業の指示の一部を改正する指示…………… | (同) ……   |
| 西部海区管内におけるまぐろはえなわ漁業の操業の指示……………        | (同) ……   |

## 海区漁業調整委員会

青森県東部海区漁業調整委員会公示第三号

青森県海区漁業調整委員会規程の一部を改正する規程をここに公示する。

平成十九年五月九日

青森県東部海区漁業調整委員会

会 長 川 口 克 忠

青森県海区漁業調整委員会規程（昭和三十九年七月三十日青森県東部海区漁業調整委員会公示第一号）の一部を次のように改正する。

第十八条第四号及び第五号を次のとおり改める。

四 青森県情報公開条例第十一条第一項の規定による行政文書の全部又は一部を開示する旨の決定（第九条の規定に係るものを除く。）及び同条第二項の規定による行政文書の全部を開示しない旨の決定に関する事。

五 青森県個人情報保護条例の施行に関する事。

イ 第十六条第一項の規定による保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定（第二十二條の規定に係るものを除く。）及び同条第三項の規定による保有個人情報の全部を開示しない旨の決定に関する事。

ロ 第二十九條第一項の規定による保有個人情報の訂正をする旨の決定及び同条第二項の規定による保有個人情報の訂正をしない旨の決定に関する事。

ハ 第三十五條第一項の規定による保有個人情報の利用停止をする旨の決定及び同条第二項の規定による保有個人情報の利用停止をしない旨の決定に関する事。

### 附 則

この規程は、公示の日から施行する。

青森県西部海区漁業調整委員会公示第三号

青森県海区漁業調整委員会規程の一部を改正する規程をここに公示する。

平成十九年五月九日

青森県西部海区漁業調整委員会

会 長 船 橋 正 良

青森県海区漁業調整委員会規程（昭和三十九年七月三十日青森県西部海区漁業調整委員会公示第一号）の一部を次のように改正する。

第十八条第四号及び第五号を次のとおり改める。

四 青森県情報公開条例第十一条第一項の規定による行政文書の全部又は一部を開示する旨の決定（第九条の規定に係るものを除く。）及び同条第二項の規定による行政文書の全部を開示しない旨の決定に関する事。

五 青森県個人情報保護条例の施行に関する事。

イ 第十六条第一項の規定による保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定（第二十二條の規定に係るものを除く。）及び同条第三項の規定による保有個人情報の全部を開示しない旨の決定に関する事。

口 第二十九条第一項の規定による保有個人情報の訂正をする旨の決定及び同条第二項の規定による保有個人情報の訂正をしない旨の決定に関すること。

ハ 第三十五条第一項の規定による保有個人情報の利用停止をする旨の決定及び同条第二項の規定による保有個人情報の利用停止をしない旨の決定に関すること。

附 則

この規程は、公示の日から施行する。

青森県東部海区漁業調整委員会指示第五号

平成十九年二月二十一日青森県東部海区漁業調整委員会指示第二号（東部海区管内におけるいかつり漁業の操業の指示）の一部を次のように改正する。

平成十九年五月九日

青森県東部海区漁業調整委員会

会 長 川 口 克 忠

一中「期間において、」の下に「するめいかを目的とする」を加え、「するめいかを対象とする」を「以下「いかつり漁業」という。」に改め、同一の1に次のように加える。

ただし、自家用餌料用を目的として操業するいかつり漁業（以下「餌料用いかつり漁業」という。）については、下北郡尻屋埼灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点とを結ぶ直線以西の海域に限る。

三中「承認の」の下に「対象漁業及び」を加え、同三の1及び2を次のように改める。

1 いかつり漁業（餌料用を除く。）の場合

（一）前年度において、この漁業を操業した実績を有する者

（二）委員会が事情やむを得ないと認めたる者

2 餌料用いかつり漁業の場合

佐井村、大間町、風間浦村、むつ市及び東通村に居住する者並びに委員会が事情やむを得ないと認めたる者

四の1及び2を次のように改める。

1 いかつり漁業（餌料用を除く。）の場合

（一）漁獲物の陸揚げは、特に事情がない限り委員会が承認した根拠地港において行うこと。

（二）操業に当たっては委員会が交付した承認証を携帯すること。

（三）委員会が定める船体用標識を船橋両側面の最も見やすい場所に表示すること。

（四）承認証の記載事項に変更があったときは、速やかに委員会に申請し、書換交付を受けること。

2 餌料用いかつり漁業の場合

（一）漁獲物は、これを陸揚げしてはならない。

（二）手釣り、竿釣り以外の漁法をもって営んではならない。

（三）操業に当たっては委員会が交付した承認証を携帯すること。

（四）委員会が定める船体用標識を船橋両側面の最も見やすい場所に表示すること。

（五）承認証の記載事項に変更があったときは、速やかに委員会に申請し、書換交付を受けること。

（六）委員会の承認を要しない一トン未満（昭和五十七年七月十八日以前に建造又は漁船登録された場合（以下、「旧トンの場合」という。）は一・五トン未満）の動力漁船により営む者は、夜間操業をしてはならない。

四の3及び4を削る。

五の次に次のように加える。

六 適用除外

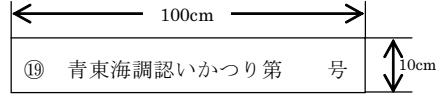
餌料用いかつり漁業を営もうとする一トン未満船（旧トンの場合は一・五トン未満船）については、一に定める承認の適用から除外する。

平成十九年度青森県東部海区いかつり漁業操業承認事務取扱要領の1の1中「こと。」の下に「このとき、餌料用いかつり漁業として承認申請する者は、申請書備考欄に「餌料用」と明記すること。」を加え、同一の5に次のように加える。

ただし、餌料用いかつり漁業については、平成十九年六月十日までとする。

平成十九年度青森県東部海区いかつり漁業操業承認事務取扱要領の三中「において交付する。」の下に「ただし、餌料用いかつり漁業については、承認証中の制限又は条件に「いかつり漁業は自家用餌料用に限る。」の条件を付する。」を加え、「ただし」を「また」に改め、同四中「する。」の下に「ただし、餌料用いかつり漁業に係る標識は、第五号様式とする。」を加え、同五中「第五号様式」を「第六号様式」に改め、同六中「第六号様式」を「第七号様式」に改め、同要領中第六号様式を第七号様式とし、第五号様式を第六号様式とし、第四号様式の次に次の一様式を加える。

第 5 号様式



(注 操舵室両側面上部に掲示すること。文字は黒色とする。)

青森県西部海区漁業調整委員会指示第四号

平成十九年二月二十一日青森県西部海区漁業調整委員会指示第二号(西部海区管内におけるいかつり漁業の操業の指示)の一部を次のように改正する。

平成十九年五月九日

青森県西部海区漁業調整委員会

会 長 船 橋 正 良

一中「期間において、「の下に」するめいかを目的とする」を加え、「するめいかを対象とする」を「以下「いかつり漁業」という。」に改め、同一の1の「東津軽郡竜飛埼灯台中心点と北海道松前郡白神岬灯台中心点を結ぶ直線以西の海域に限る。」を「むつ湾を除く海域に限る。」に改める。

三の1及び2を次のように改める。

1 いかつり漁業(餌料用を除く。)(の場合

(一) 前年度において、この漁業を操業した実績を有する者

(二) 委員会が事情やむを得ないと認めたる者

2 餌料用いかつり漁業の場合

外ヶ浜町、今別町、中泊町、五所川原市、つがる市、鱒ヶ沢町及び深浦町に居

住する者並びに委員会が事情やむを得ないと認めたる者

四の1中「漁業」の下に「(餌料用を除く。)(」を加え、四の2の(二)に次のように加える。

ただし、青森県東津軽郡龍飛埼灯台中心点と北海道松前郡白神岬灯台中心点とを結んだ線(以下「龍飛白神線」という。)(以東においては、これを使用してはならない。

四の2の(六)の次に次のように加える。

(七) 委員会の承認を要しない一トン未満(昭和五十七年七月十八日以前に建造又は漁船登録された場合(以下、「旧トンの場合」という。)(は一・五トン未満)の動力漁船により営む者は、夜間操業をしてはならない。

五の次に次のように加える。

六 適用除外

龍飛白神線以東の海域において餌料用いかつり漁業を営もうとする一トン未満船(旧トンの場合は一・五トン未満船)については、一に定める承認の適用から除外する。

平成十九年度青森県西部海区いかつり漁業操業承認事務取扱要領の一の5に次のように加える。

ただし、餌料用いかつり漁業については、平成十九年六月十日までとする。

青森県西部海区漁業調整委員会指示第五号

青森県西部海区管内(津軽海峡)におけるまぐろの採捕を目的とするはえなわ漁業の操業について、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定により次のとおり指示する。

平成十九年五月九日

青森県西部海区漁業調整委員会

会 長 船 橋 正 良

一 操業の制限

次に掲げる制限海域及び制限期間においては、動力船を使用して行うまぐろの採捕を目的とするはえなわ漁業の操業をしてはならない。

1 制限海域

次の点を順次に結ぶ直線と陸岸によって囲まれた海域

ア 青森県東津軽郡龍飛崎灯台中心点

イ 青森県東津軽郡龍飛崎灯台中心点と北海道松前郡白神岬灯台中心点とを結ぶ線の中点

ウ 点イと青森県下北郡大間崎突端とを結ぶ線と青森県東津軽郡高野崎灯台中心

点と北海道北斗市葛登支岬灯台中心点とを結んだ線との交点

エ 青森県東津軽郡明神崎灯台中心点

2 制限期間

平成十九年六月一日から平成二十年一月三十一日まで

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭